

専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構(以下「この法人」という。)定款第44条及びリーグ規約第8条に規定する専門委員会に関するその構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 専門委員会は、各種専門的なリーグ運営の策定に必要な事項を定めることを任務とする。

(委員および委員会の発足)

第3条 委員の人数は、最大で20人までとし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員会の会期が2年未満の場合、委員の任期はその会期までとする。

3 専門委員会を発足させるには、実行委員会の発議により理事会の承認を得なければならない。

(会議)

第4条 専門委員会で定めた事項は、実行委員会で決議しなければならない。

(関係者、オブザーバー等の出席)

第5条 専門委員会には、委員会の承諾を得た場合に限り、各種関係者、オブザーバー等(議決権無し)を出席させることができる。

2 各種関係者、オブザーバー等を出席させる場合、出席する会議の10日前までに委員会の承諾を得なければならず、原則、出席する者の名前は招集通知に記載されるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2022年3月1日から施行する。

2022年8月25日改定